

# マルサンアイ株式会社 定 款

平成 18 年 12 月 13 日改訂

## 第 1 章 総 則

### (商号)

第 1 条 当会社は、マルサンアイ株式会社と称し、英文では、MARUSAN AI CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  
(1)味噌、醤油、調味料、玄米を原料とする健康食品、惣菜食品の製造販売並びに輸出入  
(2)清涼飲料、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造販売並びに輸出入  
(3)医薬品及び医薬部外品の製造販売並びに輸出入  
(4)農産物、畜産物及び水産物の加工販売並びに輸出入  
(5)オカラの加工販売  
(6)肥料の製造販売  
(7)内外の他会社に対する投資  
(8)前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岡崎市に置く。

### (機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  
(1)取締役会  
(2)監査役  
(3)監査役会  
(4)会計監査人

### (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、4,000 万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月20日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2 . 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 . 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

- 第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。  
2 . 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3 . 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。  
2 . 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時迄とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 . 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を置き、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 . 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 . 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

- 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 . 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

- 第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。

(監査役の報酬等)

- 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤の監査役)

- 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

- 第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。
- 2 . 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日迄の 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 20 日とする。
- 2 . 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除外期間)

- 第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。